

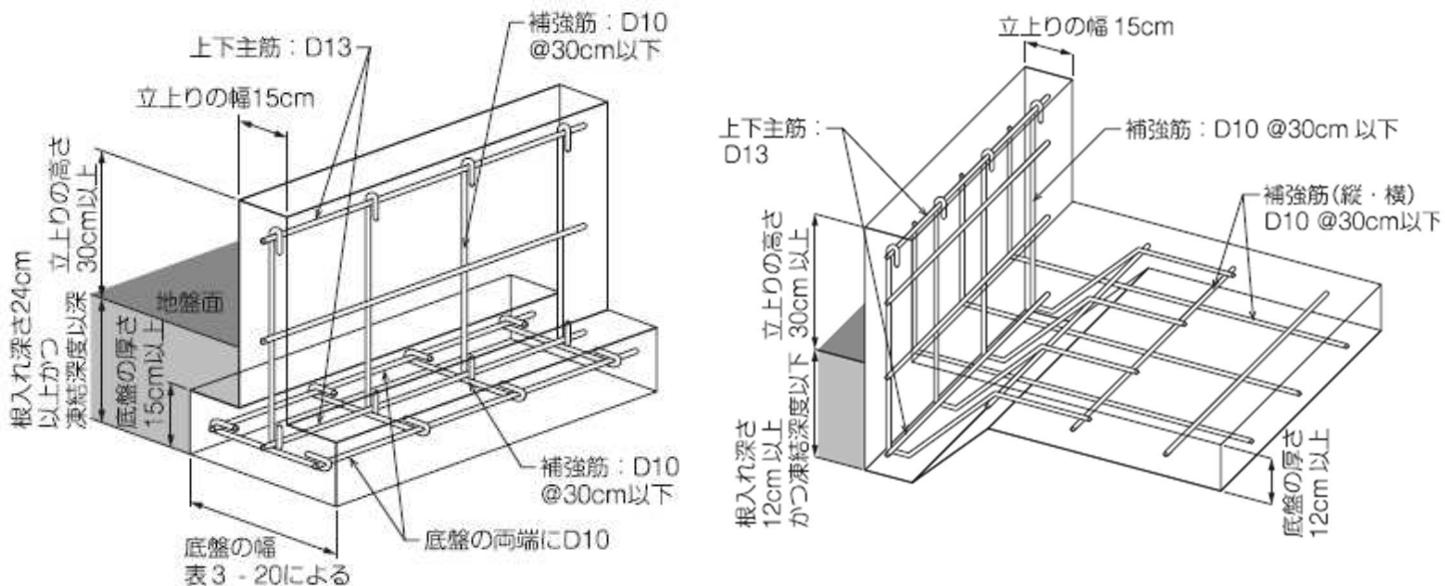
## 基礎の主筋と補強筋の緊結(フックやユニット鉄筋)について

福井県土木部建築住宅課／福井市建設部建築事務所建築指導課

住宅等の基礎の構造方法は、平成12年告示第1347号に定められており、構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめる場合を除き、基礎を布基礎・べた基礎とする場合は、「立上り部分の主筋を補強筋と緊結しなければならない」となっています。なお、国の確認申請・審査マニュアルや質疑応答集には、主筋と補強筋の緊結の具体的な方法として、フックや住宅用ユニット鉄筋などが挙げられています。

**完了検査の際、確認申請書等との整合が確認できない場合は、検査済証が発行できないことがあります**のでご注意ください。

### 確認申請・審査マニュアル<sup>※1</sup>の記載例



注) 福井県(福井市を含む)に凍結震度の指定はありません。

構造計算によって安全性を確認する場合はその旨を図面に記載してください。

### 質疑応答集<sup>※2</sup>(令和7年3月12日時点)の抜粋

問	答
1 基礎における主筋と補強筋の緊結とはどのような状態を想定しているのか。	基礎が一体的なコンクリートとして荷重を支えられるようにするために、主筋と補強筋が相互に応力を伝達できるような状態を想定しています。
2 基礎における主筋と補強筋の緊結の具体的な方法にはどのようなものがあるのか。	具体的には、フックや住宅用ユニット鉄筋などは十分な耐力が期待できるものとして挙げられますが、主筋と補強筋とが相互に応力を伝達できるものであれば、それ以外の方法を排除するものではありません。
3 建築確認等において、基礎における主筋と補強筋の緊結の具体的な方法について審査や検査を行う必要はないのか。	主筋と補強筋の緊結方法については、個別具体的な建築計画に応じて、設計者が適切に判断することとしています。このため、審査においては、緊結していることが確認されれば、具体的な緊結方法を審査する必要はありません。また、検査においては、構造詳細図との整合を確認することとします。

※1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)に係る質疑応答集(令和7年3月5日時点)



※2 改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の確認申請・審査マニュアル(第3版)



[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei\\_document.html#qa](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_document.html#qa)